

# 告示

## 埼玉県選管告示第十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

		施設の開設主体及び名称		所在地	
旧	新	旧	新	旧	新
社会福祉法人川口長生会 特別養護老人ホーム とわの郷	社会福祉法人ひふみ会 特別養護老人ホーム とわの郷	社会福祉法人川口長生会 特別養護老人ホーム さざんかの郷	社会福祉法人ひふみ会 特別養護老人ホーム さざんかの郷	埼玉県川口市大字赤山七十六番地の 一	埼玉県川口市大字新井宿八百二十四番地